

## ○ 令和3年度 公聴会（東京海区（小笠原地区）における海区漁場計画（案））の開催について

### 1 本日の委員会において決定の必要な事項

- (1) 公聴会の開催について（①開催日時、②開催場所、③意見を聴取する案件）
- (2) 公聴会の開催の「公示（案）」について
- (3) 公述人が多数ある場合、公述できる者を定める件に関する会長専決について
- (4) 公述人の「代理人による意見陳述」、又は「文書による意見提出」について
- (5) 傍聴人等の人数について

### 2 根拠法令等

\* **法**：漁業法、**規則**：漁業法施行規則、**規程**：東京海区漁業調整委員会公聴会に関する手続規程、**要領**：東京海区漁業調整委員会の傍聴人等に関する取扱要領

#### 開 催

- ① 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。〈法第64条第4項（海区漁場計画の作成の手続）〉
- ② 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。〈法第64条第5項（海区漁場計画の作成の手続）〉
- ② 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から少なくとも七日前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。
  - 2 前項に規定する公示の方法は、東京都公報に登載することによる。〈規程第5条（日時及び案件の公示）〉
- ③ 公聴会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
  - 2 公聴会は、会長が主宰する。ただし、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する者が主宰する。〈規程第4条（構成）〉
- ④ 委員会において、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。〈規程第2条（開催の決定）〉

## 公 述 人

- ① 法第 64 条第 5 項の公聴会に出席して意見を述べようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を海区漁業調整委員会に申し出なければならない。〈規則第 23 条第 1 項（海区漁業調整委員会による意見の聴取）〉
- ① 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述人」という。)に、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。〈規程第 6 条（文書の提出）〉
- ② 公聴会における公述人の範囲は、次のとおりとする。  
「漁業権者」、「入漁権者」、「漁業権漁業の経営者」、「漁業協同組合関係者」、「その他利害関係のある者」 〈規程第 7 条（公述人の範囲）〉
- ③ 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による申出をした者が多数あることにより、公聴会の期日において、これらの者の全てに意見を述べさせることができないと認めるときは、意見を述べるることができる者の数を制限することができる。  
この場合において、海区漁業調整委員会の会長は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、公聴会において意見を述べることを定めるものとする。  
〈規則第 23 条第 2 項（海区漁業調整委員会による意見の聴取）〉
- ③ 公聴会において意見を聴こうとする案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように、公述人を選ばなければならない。〈規程第 8 条(公述の機会の公平)〉
- ④ 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による制限によって公聴会において意見を述べることができないこととなる者に対して、その旨を通知しなければならない。  
〈規則第 23 条第 3 項（海区漁業調整委員会による意見の聴取）〉
- ⑤ 公述人は、委員会の同意を得た場合には、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。〈規程第 12 条第 1 項(代理人又は文書による公述)〉

## 公 聴 会（当日）

- ① 委員会は、公聴会においては、討論及び表決を行わない。〈規程第 3 条(公聴会における制限)〉
- ② 委員会の委員は、公述人に対して質疑をすることができる。ただし、公述人は、委員に質疑をすることはできない。〈規程第 11 条(委員の質疑)〉
- ③ 公述人が、発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。〈規程第 9 条(公述人の発言)〉
- ④ 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。〈規程第 10 条(公述人の発言)〉

## 傍聴人等

- ① 傍聴に関する事務は、事務局長が処理するものとする。〈要領第2条（事務の処理）〉
- ② 傍聴人等の員数は、次に定めるところによる。  
委員会室（都庁第一本庁舎21階 南側） 10人
- 2 前項に規定する数を超える場合又は特別の事情がある場合の傍聴人等の員数については、会長が、その都度、委員会に諮って定める。〈要領第4条（傍聴人等の員数）〉

### 3 『公聴会公述要領』について … 関係法令、規程や要領、委員会決定事項に基づき作成

#### 公聴会公述要領（案）

#### 東京海区漁業調整委員会

- 1 公述内容は、住所、氏名、年令、職業及び公聴会に諮ろうとする案件（漁場計画についてののみ）を述べること。
- 2 公述時間は制限されることがある。
- 3 公述者は、議場整理上支障がある態度又は個人に関する議論はできない。
- 4 委員は、公述者に公述の要旨について質問することができる。ただし、公述者は委員に質疑することはできない。
- 5 会長の制止に応じない者又は会議の秩序を乱すと認める者は退場を命ずることがある。
- 6 公聴会において議論応答はできない。
- 7 公述要旨を公聴会開催7日前までに（必着）、委員会事務局及び分室（支庁水産担当）に提出すること。